

会津大学 緊急地震速報受信時の対応マニュアル

1 はじめに

本マニュアルは、緊急地震速報（以下、「速報」という。）を利用した適切な対応をとるためのものです。

速報は、地震の最初におこる小さな揺れ（初期微動）が発生してから大きな揺れ（主要動）が到来するまでのごく短い時間を活用し、地震による被害を軽減するための情報です。

本学では、気象庁からの速報を受信した場合、校内全域で一斉放送を行います。しかし、放送開始から大きな揺れが到達するまでは、ごく短い時間しかないため、建物の中から屋外へ避難するようなことは極めて困難であり、かえって落下物等による被害を受けるおそれがあります。

そのため、速報に伴う放送があった場合は、**「その場の状況（どこで・何をやっているか）に応じ、あわてずに、まずは身の安全を確保する。」**ことが基本となります。

そこで、本学における対応マニュアルを以下のとおり定めましたので速報に伴う放送があった場合を始め、地震による揺れを感じた場合は、これに従い、各自、適切に対応してください。

なお、家庭や外出先などでもお役立てください。

2 対応マニュアル

（１）速報に伴う放送

①本学で気象庁からの速報を受信した場合、校内全域で次のとおり一斉放送を行います。

「ピーピーピー」→「A strong earthquake is coming now」（英語）

→「強い地震がすぐに来ます」（日本語）→（繰り返し計３回放送）

※例えば、宮城県沖で地震が発生した場合、放送開始から大きな揺れ（主要動）が本学に到達するまでは約２０秒と想定されます。

②震源が本学に近い場合は、放送開始前に大きな揺れが到達することがあります。そのため、放送がなくとも、地震による揺れを感じた場合は、本マニュアルに沿って行動してください。

（２）基本的な考え方

①周囲の状況に応じ、あわてずに、まずは身の安全を確保する。

②近くに外来者がいる場合は、適切な行動をとるよう呼び掛けるとともに誘導する。

（３）具体的な対応

①屋内（執務室・研究室・講義室・演習室・サークル室ほか）

・机やテーブル（可動式の物は除く）等が近くにあれば、その下へ隠れる。

※全身が入らない場合は、頭だけでも入れる。

※日ごろから、机等の下には物を置かないように心掛ける。

・近くに机等が無い場合や移動中の場合は、落下物等の危険が少ない場所でひざま

づき、座布団やカバン、上着、手などで頭を保護する。

- ・本棚やロッカー、可動式（移動しやすい）テーブル・家具、冷蔵庫等の備品、ガラス窓から離れる。

※日ごろから、備品の転倒・移動防止のための措置（止め金具の設置等）や、物品の落下防止のための整理整頓に心掛ける。

- ・ガラスの天窓、吊り下がっている照明等の下から退避する。
- ・扉や窓を開けて避難通路を確保する。
- ・パニックにならないよう、あわてて出口や階段等に殺到しない。
- ・頭上からの落下物に遭わないよう、あわてて屋外に飛び出さない。
- ・屋外へ避難する場合の靴、ハンカチ・タオル等を身に付ける。

※ガラスの破片を踏んだり、煙を吸い込んだりしないための用具を常備する。

- ・やけどのおそれのある電気ポット、お茶・汁物等から離れる。
- ・喫煙中の場合は、速やかに火を消す。

②講堂・大講義室

- ・その場でじっとし、あわてて出口や階段等に殺到しない。

③食堂・けやき

- ・着席中の場合は、その場でじっとして揺れに備える。
- ・テーブルの上のものをできるだけ中央に寄せ、熱湯の飛散に注意する。
- ・トレイを持って移動中の場合は、トレイを安全な場所（床）に置く。

④プール・更衣室

- ・衣服を着けていない場合は、避難に備えて羽織れるものを手にする。

⑤厨房

- ・火を消し、元栓を閉め、配膳を中止する。
- ・やけどのおそれのある調理中の鍋や熱湯から離れる。

⑥エレベーター

- ・エレベーター利用中の場合は、最寄りの階で停止させ、エレベーターから降りる。
- ・エレベーターを待っている場合は、エレベーターに乗らない。
- ・事務局から指示があるまで、エレベーターを利用しない。

⑦屋外

- ・ガラスの破片などの落下物を避けるため、建物から離れる。
- ・自動車運転中の場合は、ハザードランプを点灯し周囲の車に注意を促した後、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル・急ブレーキを避け、道路の左側や空地に停止し、エンジンを止める。

⑧工事作業中

- ・火気使用の場合は火を消す。
- ・高所作業や重機運転は中止し、危険場所からの避難路を確保する。

⑨外来者・学生等への対応

- ・パニックを起こさないよう、教員・職員、委託職員等が落ち着いた行動を呼び掛ける。
- ・講堂、大・中講義室等で、大勢の外来者・学生等が収容されている場合は、進行

役を務めている教員・職員等が、迅速・冷静に指示する。

3 本学の建物・設備の耐震性能

(1) 学内の各建物、松長職員公舎は、現行の耐震基準で設計されています。

【現行の耐震基準】

人命・財産を守るため、震度 6 強程度の地震が来ても「建物が倒壊しない」とするものです。なお、大きな地震を受ければ、建築物の各部において振動や変位が生じ、内・外装仕上げや設備が損傷を受ける場合があります。

(2) 学内の各種設備は、各々の許容震度に達した場合、自動的に運転を停止する機能を備えています。

【例】

エレベーターは、震度 4 以上を感知した場合、自動で最も近い階に停止し、自動で扉が開きます。また、緊急時に外部と連絡がとれるよう、エレベーター内にインターホンが付いています。